

広島県告示第千百五十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定によって、次のとおり就労移行支援に係る指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があった。

平成十九年十一月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定障害福祉サービス事業者 名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービス事業を廃止した事業所		廃止年月日
		名 称	所 在 地	
社会福祉法人清風会	安芸高田市吉田町竹原九六七番地	清風会吉田工場	安芸高田市吉田町竹原九六七番地	平成一九年三月三十一日
社会福祉法人清風会	安芸高田市吉田町竹原九六七番地	清風会みつや工場	安芸高田市吉田町竹原一四〇番地	平成一九年三月三十一日
社会福祉法人清風会	安芸高田市吉田町竹原九六七番地	清風会サンライフ	安芸高田市吉田町竹原一五二番地一	平成一九年三月三十一日